

平成27年度第15回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出日：平成27年11月2日

担当部・課：財務部資産税課〔内線3112〕

① 件名
原子力発電施設等立地地域における固定資産税の不均一課税及び過疎地域における課税免除適用期間の延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 原子力発電施設等立地地域における振興及び過疎地域における自立促進を図るため、指定区域内において新たに進出した企業等が、一定の条件を満たす固定資産(土地、家屋、償却資産)を取得した場合、条例により固定資産税の不均一課税、課税免除を適用している。 【目的】 固定資産税の不均一課税及び課税及び課税免除の適用期間を延長するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 1 原発法関係 (1) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条 (2) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第1項第3号 (3) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例第2条 2 過疎法関係 (1) 過疎地域自立促進特別措置法第31条 (2) 過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第1項第3号 (3) 石巻市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例第2条 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・ 無 〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令 平成27年4月1日施行（平成27年3月31日公布）
⑤ 主な内容
新設又は増設された対象設備等の取得期限を平成27年3月31日と規定していたが、平成29年3月31日に延長するもの。 【指定区域】 1 原発法関係 旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧牡鹿町 2 過疎法関係 旧雄勝町、旧北上町、旧河北町、旧牡鹿町 【対象となる要件】 1 原発法関係 製造業・道路貨物運送業・こん包業、卸売業において、新たに取得した家屋・附属設備・構築物・償却資産の価格の合計が2,700万円を超えるもの ただし、道路貨物運送業・こん包業、卸売業については、増加雇用者が15人以上あること。 2 過疎法関係 製造業・情報通信技術利用事業・旅館業(下宿業を除く)において、新たに取得した家屋・附属設備・構築物・償却資産の価格の合計が2,700万円を超えるもの

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
指定区域内において、企業の設備投資が図られる。なお、不均一課税及び課税免除による減収分は、普通地方交付税で補填される。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
指定区域を有する市町村は同様に改正予定
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
1 平成27年第4回定例会に条例改正提案
2 公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用
⑨ その他